セーフティネット保証5号(イ) 認定申請の流れ

令和6年12月改定

どの書式を使用するかについて、以下の手順でご確認ください。

★手順(概略)

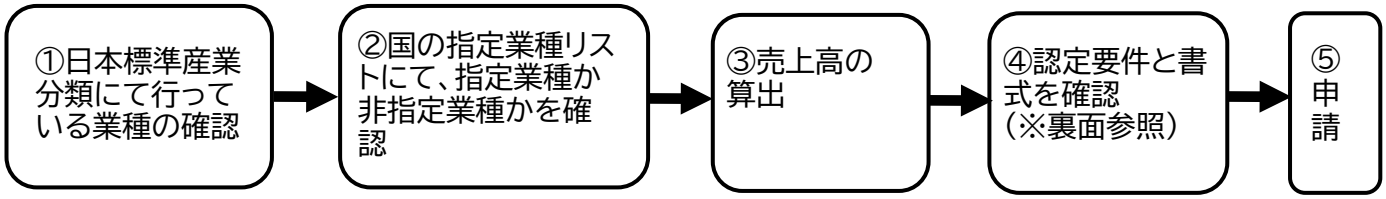

★手順①② 業種の確認

① 日本標準産業分類を確認し、営んでいる事業ごとに、該当する業種名と細分類番号を特定する。

② 国の指定業種リスト(申請日現在に有効なリスト)を確認し、①で特定した事業が、それぞれ指定業種か非指定業種かを特定する。

※日本標準産業分類および指定業種リストは、松戸市公式ホームページに記載
https://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/chushoncov/saftynetkikikannren.html
松戸市ホームページ → 事業者向け → 商工業 → セーフティネット保証・危機関連保証について(制度の概要)

《注意事項》

・必ず、日本標準産業分類をよく確認し、その際、事業内容の詳細をみて、どの業種に当てはまるか判断してください。

・国の指定業種リストは、通常3か月から6か月程度で更新されます。最新の指定業種リストをホームページでご確認ください。

・業種を特定する際、確定申告書等に記載のある業種名と異なる場合があります。
また、細分類で業種を特定するため、単独業種だと考えていても、実際に業務内容を詳しく確認すると、複数の細分類業種に分かれる場合がありますのでご注意ください。

※申請を委任された金融機関の方へ
上記のとおり、詳細に業種の特定を行いますので、事前に、事業者の方に日本標準産業分類を確認していただき、事業内容を詳細に把握したうえで、申請してください。

★手順③ 売上高の算出

・業種ごとの1年間の売上高
(最近3ヶ月を含む1年間の売上高、または、決算書ベースの売上高のどちらでも可。)

・業種ごとの最近3ヶ月の売上高

・業種ごとの前年同期(3ヶ月間)の売上高

・企業全体の1年間の売上高

・企業全体の最近3ヶ月間の売上高

・企業全体に前年同期(3ヶ月間)の売上高

※創業者等、前年度との比較が困難なものは
最近1ヶ月と最近3ヶ月の売上高

※裏面へ

★手順④　認定要件と書式を確認

①または②のいずれかを選択し、以下の質問に沿って該当する認定要件と書式を確認します。

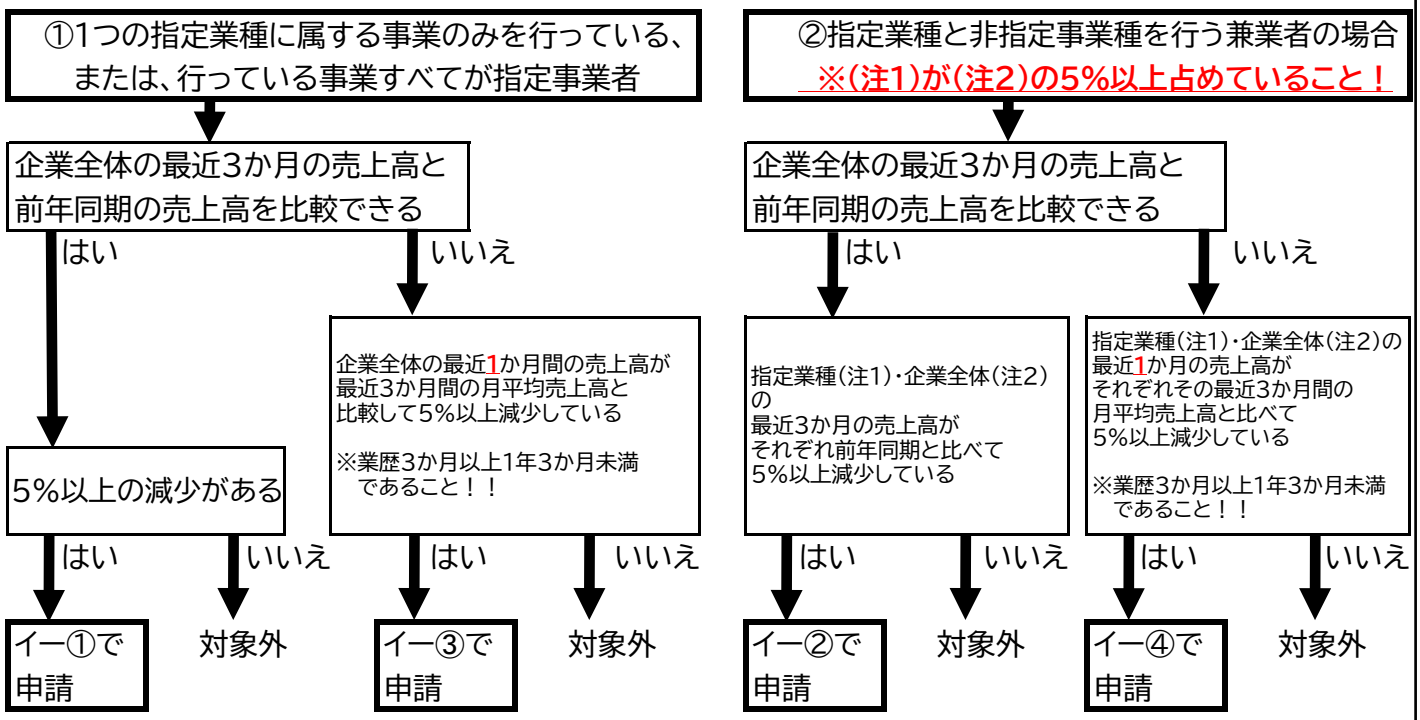

★手順⑤　申請

書式を確認したら、必要事項を記入し、添付書類を添えて商工振興課へ郵送してください。

《郵送先》〒273-8588　松戸市根本387-5

《必要書類》松戸市ホームページより必要書類をダウンロードしてください。

0. 郵送申請チェックシート
1. 申請書
2. 売上高等明細表
3. 売上高等明細表に記載した実績の金額等を証明できる書類等の写し
   ※年間の売上高・業種ごとの記載した各月の売上高が確認できる書類
   （例：会計事務所等が作成する月別試算表または売上台帳の写しまたは請求書の写し等）
4. 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）※法人のみ。個人事業主は不要。
   （発行から3ヶ月以内・コピー可・インターネットで取得したものは不可）
5. 直近の確定申告書の写し（決算書の写しを含む）※個人事業主のみ。法人は不要
6. 返送用宛名ラベル
7. 委任状　※金融機関に申請を委任する場合のみ。申請者の押印が必要。

※不備がある場合はお電話いたしますので、日中つながる電話番号を必ず記入してください。

《認定書交付》

・認定書の受け渡しは、郵送で行います。

・申請書に不備がない場合、本市に書類が到着後、2、3日程度で発送します。

お問合せ：松戸市商工振興課　TEL　047－711－6377